

# 府中町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月

# 目 次

## I はじめに

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	行動計画の策定	2

## II 総論

1	新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
2	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
3	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	8
4	府中町行動計画の主要5項目	10
5	新型インフルエンザ等対策の発生段階	12

## III 各段階における対策

1	未発生期	14
2	海外発生期	16
3	県内未発生期	18
4	県内発生早期	20
5	県内感染期	22
6	小康期	24

	用語解説	25
--	------	----

## I はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を保有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する場合があります。

これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要があります。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や都道府県、市町村等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置や新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

### 2 取組の経緯

我が国では特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（平成20年法律第30号。）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受けて、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定されました。

平成21年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されましたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準に止まりました。この対策実施を通じて、実際の現場

での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られました。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等も見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定されました。この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、その後も対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、平成24年4月に特措法が制定されるに至りました。

### 3 行動計画の策定

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月）を踏まえ、平成25年6月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

広島県においても、示された基準を踏まえ、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第7条に基づき、平成25年12月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「広島県行動計画」という。）が作成されました。

府中町では平成21年4月、新型インフルエンザが発生した場合の関係機関の連携等を定めた「府中町新型インフルエンザ対策行動計画・対応マニュアル」を作成していますが、法律等に基づくものではありませんでした。

この度、特措法第8条の規定により、政府行動計画及び広島県行動計画に基づき、本町の行動計画の見直しを行い、「府中町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府中町行動計画」という。）を策定します。

## II 総論

### 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして広島県、府中町への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、府中町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが患するものと考えられますが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を府中町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

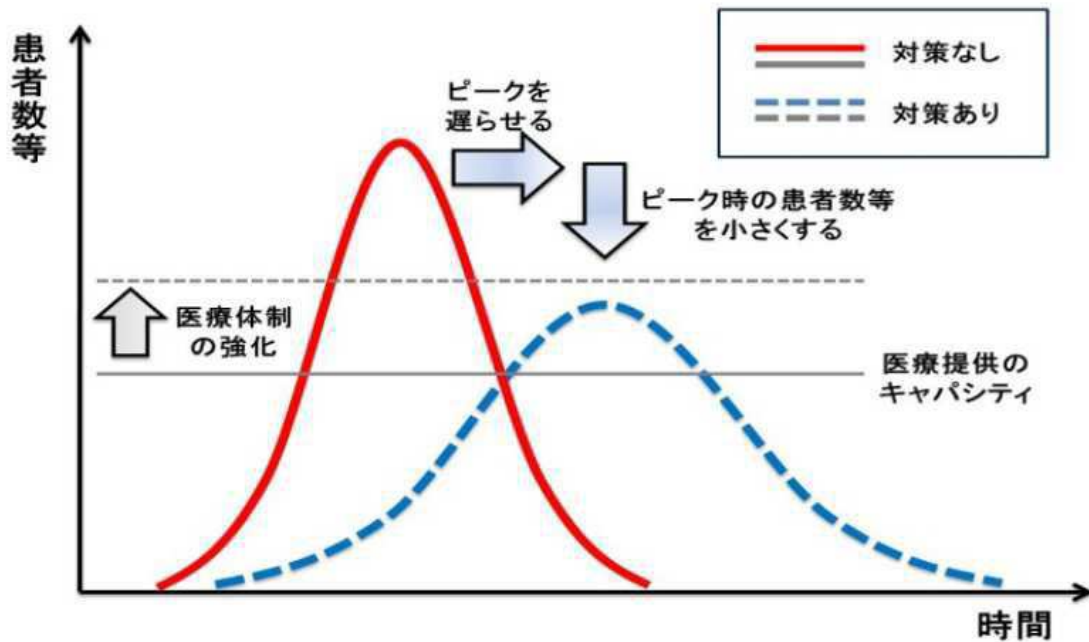
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、勤労者の欠勤者数を減らす。
- ・府中町行動計画の作成・実施等により、町民生活及び町民の経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないからです。

府中町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえるとともに、病原性が低い場合も含め、様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すものです。

そこで、政府行動計画及び広島県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた行動を目指すこととします。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった考え方を確立します。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性もあり、必ずしも段階どおりに進行するとは限りません。また、内閣総理大臣により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令された場合など、状況の変化に柔軟に対応していく必要があります。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえるとともに、人権への配慮や対策の有効性、

実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民の経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府及び広島県と連携した対策を府中町行動計画等に基づき、町が実施すべき対策として選択し決定していきます。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国や広島県、府中町等による対策だけでは限界があります。町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。

### (3) 発生段階に応じた対応

#### ア 未発生期

発生前の段階では、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行うこととします。

#### イ 海外発生期

国外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、広島県や報道等を通じて情報収集に努めることとします。

#### ウ 国内発生早期

国内（広島県外）で新型インフルエンザ等が発生した場合は、広島県が発信する情報を注視するとともに、広島県の指示のもと、適切に対応することとします。

#### エ 県内発生早期

広島県内発生当初の段階では、広島県と緊密な連携を図り、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与の検討、また病原性・感染力の状況によっては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講じます。

#### オ 県内感染期

広島県内で感染が拡大した段階では、国や広島県の指示のもと、医療の確保や町民生活・町経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられますので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととします。

### (4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、町等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施していくこととしますが、実施に当

たっては、次の点に留意します。

#### ア 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、広島県が講ずる医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限を必要最小限のものとし、

また、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、国や広島県が緊急事態の措置を講じる必要がないと判断することもあり得ることが考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるものではないことに留意します。

#### ウ 関係機関との連携・協力

新型インフルエンザ等の対策については、広島県を始め、周辺自治体や医療機関等各関係機関と密接に連携を図り、協力をを行い、総合的・一体的に推進します。

#### エ 記録の作成・保存

府中町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表します。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の流行規模

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るので、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。



国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率についてはアジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定しています。

府中町行動計画の策定に当たり、政府行動計画及び広島県行動計画の推計に基づき、府中町における被害想定として患者数等の流行規模における数値を予測しますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、この想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置く必要があります。

#### 新型インフルエンザ流行規模予測

区分	全国	広島県	府中町
総人口	約 12,800 万人	約 287 万人	約 5 万人
患者数（人口の 25% がり患すると仮定）	約 3,200 万人	約 72 万人	約 1.3 万人
医療機関を受診する患者数	約 1,300 万人 ～2,500 万人	約 29 万人～56 万人	約 5 千人～1 万人
入院者数（中等度～重度）	約 53 万人～200 万人	約 1.2 万人～4.5 万人	約 200 人～800 人
死亡者数（中等度～重度）	約 17 万人～64 万人	約 0.4 万人～1.4 万人	約 70 人～300 人
1 日最大入院者数（中等度）	約 10.1 万人	約 2,280 人	約 40 人
1 日最大入院者数（重度）	約 39.9 万人	約 8,800 人	約 160 人

※1 府中町の予測値は住民基本台帳に基づく人口（平成 26 年 3 月 31 日現在）により試算しています。

※2 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していません。

※3 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国は引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになります。このため、いままでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

## (2) 新型インフルエンザ等の発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、政府行動計画では次のような影響が例として想定されています。

国民の25%が、流行期間(約8週間)にピーク(最盛期)を作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって従業員全体の5%程度考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 3 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県や市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との

国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとされています。

更に国は、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進することとされています。

## (2) 広島県の役割

広島県は、特措法に基づく広島県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応に努めることとされています。

また、広島県は特措法に基づく措置の実施に当たっては、国、広島市等の保健所設置市、その他市町等と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講じるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めることとされています。

## (3) 府中町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対する予防接種や生活支援等に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。

対策の実施に当たっては、国、広島県、近隣市町、医療機関等と緊密な連携に努めることとします。

## (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限に止める観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めます。また、発生後も地域医療を提供するよう努めることとします。

## (5) 町民の役割

町民や町内事業所・団体等は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に係る知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めることとします。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めるものとします。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるものとします。

#### 4 府中町行動計画の主要5項目

府中町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 町民の生活の安定に関する措置」の5項目に分けて立案しています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については次のとおりです。

##### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国、県及び町全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全部局が一丸となって取り組む必要があります。

県において対策本部が設置された場合、必要に応じ、府中町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図ります。

また、政府により緊急事態宣言が行われた場合は、特措法に基づき、必要な措置を講じます。

なお、府中町対策本部設置時の組織・職員体制については、別に定めるものとします。

##### (2) 情報提供・共有

町全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、広島県、府中町、医療機関、個人等の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各々間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは、一方向性の情報提

供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む双方向性のものである必要があります。

### (3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限に止め、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

まん延防止対策は個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があります。

そのため、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を判断していく必要があります。

### (4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に止めることにつながります。

#### ア 特定接種

特措法第28条に基づき、政府対策本部長が医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種です。

対象者は「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のうち、これらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員となります。

#### イ 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

また、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による予防接種を行います。

なお、住民接種の接種順位については「医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者、妊婦）」、「小児」、「成人・若年者」、「高齢者」の4つの群に分類され、新型インフルエンザ等の病原性等を踏まえ、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

#### （5）町民の生活の安定に関する措置

新型インフルエンザ等は、多くの町民がり患し、各地域での流行は約8週間程度続くとされています。また、本人のり患や家族のり患等により、各地域の社会・経済活動へ多大な影響を与えるおそれがあります。このため、要援護者支援対策等身近な課題を含め、新型インフルエンザ等発生時に社会・経済活動への影響を最小限にできるよう、国、広島県、府中町、医療機関等は、事前に十分な準備を行うことが重要です。

### 5 新型インフルエンザ等対策の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

府中町行動計画では、政府行動計画や広島県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めます。

新型インフルエンザ等対策の発生段階

発生段階			状態
国 発生段階	広島県 発生段階	府中町 発生段階	
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染はみられていない状態。
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
国内 発生早期	広島県内 未発生期	府中町内 未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、広島県（府中町）内で発生していない状態。
	広島県内 発生早期	府中町内 発生早期	広島県（府中町）内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
国内 感染期	広島県内 感染期	府中町内 感染期	広島県（府中町）内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。
小康期	小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。

### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要な項目の個別の対策を記載しますが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施するものとします。

1 未発生期
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染はみられていない状況。

#### (1) 実施体制

ア 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び広島県行動計画を踏まえ、府中町行動計画を策定するとともに、必要に応じて見直していくこととします。

イ 新型インフルエンザ等の発生に備え、国、広島県、近隣市町、医療機関等と平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施するものとします。

#### (2) 情報提供・共有

ア 国や広島県等が発信する新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集することに努め、町民、医療機関等に情報提供します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に町民からの相談に応じるため、国や広島県の要請に基づいて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

#### (3) まん延防止に関する措置

町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図るものとします。

#### (4) 予防接種

ア 国が実施する特定接種に関する登録業務について、必要に応じ協力するものとします。



イ 特定接種の対象となる職員に対して、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築します。

ウ 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、府中町に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を構築します。

#### (5) 町民の生活の安定に関する措置

ア 県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、現状を把握するとともに、その対応を検討します。

イ 広島県と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄に努めます。

エ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防災・防犯機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関との協力体制を構築します。

オ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）期において、町の非常時優先業務を明らかにし、当該業務を実施するために必要な事項を定めた府中町業務継続計画を策定します。

## 2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の海外発生段階においては、国や広島県、報道等を通じて情報収集に努め、国内外の情勢及び本町の準備状況等を勘案し、全庁的な情報の共有に努めます。

### (2) 情報提供・共有

ア 国や広島県の要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、町民からの一般的な相談に対応できる体制を整えます。

イ 国や広島県が発信する情報を入手し、海外での発生状況、現在の対策等を町民へ適切に情報提供します。

### (3) まん延防止に関する措置

ア 町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図るものとします。

イ 県は検疫所から通報のあった新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び発生国からの入国者についての健康監視等を実施します。町は県からの要請に応じ、協力します。

### (4) 予防接種

ア 国や広島県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 国の要請により、町民が速やかに接種できるよう、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。

### (5) 町民の生活の安定に関する措置

- ア 広島県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保等について準備を行います。
- イ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防災・防犯機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関との協力体制を構築します。

### 3 県内未発生期（府中町内未発生期）

・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。

#### （1）実施体制

国や広島県が発信する情報を注視するとともに、国や広島県の指示のもと、適切に対応することとし、国による緊急事態宣言が発せられた場合は、府中町対策本部を速やかに設置し、対策の推進を実行します。

#### （2）情報提供・共有

国や広島県の要請に基づいて、町民からの相談の増加に備え、体制を強化し、国や県から配布されるQ&Aを活用するなど、相談窓口体制の充実を図ります。

#### （3）まん延防止に関する措置

ア 町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の実践を促すものとします。

イ 国や広島県が実施する水際対策や濃厚接触者対策に係る情報の活用と、その支援に努めます。

#### （4）予防接種

ア 国や広島県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 町は、発生したインフルエンザ等の特徴を踏まえ、国や広島県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づいた新臨時接種を行います。

緊急事態宣言がなされた場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項による臨時の予防接種を行います。

#### （5）町民の生活の安定に関する措置

ア 広島県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保等について準備を行います。

イ 発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心がけるよう町民に周知を図ります。

- ・食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
- ・電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。

ウ 在宅の高齢者、障害者等の要援護者対策を実施します。

エ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防災・防犯機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携して対応します。

#### 4 県内発生早期（府中町内発生早期）

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

##### （１）実施体制

国や広島県が発信する情報を注視するとともに、国や広島県の指示のもと、適切に対応することとし、国による緊急事態宣言が発せられた場合は、府中町対策本部を速やかに設置し、対策の推進を実行します。

##### （２）情報提供・共有

国や広島県が発信する情報を、速やかに町民へ情報提供できるよう努めます。

また、府中町内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施する対策の情報、町民からの相談、問い合わせに対応可能な体制を整備します。

##### （３）まん延防止に関する措置

ア 町は、広島県と連携し、町民や町内事業所・団体等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨するものとします。

イ 不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限、水際対策や濃厚接触者対策等の広島県が講ずる対策の支援に努めます。

##### （４）予防接種

ア 国や広島県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 町は、発生したインフルエンザ等の特徴を踏まえ、国や広島県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づいた新臨時接種を行います。

緊急事態宣言がなされた場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項による臨時の予防接種を行います。

##### （５）町民の生活の安定に関する措置

- ア 広島県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保等について準備を行います。
- イ 発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心がけるよう町民に周知を図ります。
- ・食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
  - ・電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
- ウ 在宅の高齢者、障害者等の要援護者対策を実施します。
- エ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防災・防犯機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携して対応します。

## 5 県内感染期（府中町内感染期）

- ・町内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### （１）実施体制

国による緊急事態宣言が発せられた場合は、府中町対策本部を速やかに設置し、対策の推進を実行します。

また、新型インフルエンザ等のまん延により、町において緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法第 38 条に基づく県、その他市町による代行、応援等の措置を行います。

### （２）情報提供・共有

国や広島県が発信する情報を、速やかに町民へ情報提供できるよう努めます。

また、府中町内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施する対策の情報、町民からの相談、問い合わせに対応可能な体制を整備します。

### （３）まん延防止に関する措置

ア 町は、町民や町内事業所・団体等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨するものとします。

イ 不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限、水際対策や濃厚接触者対策等の広島県が講ずる対策の支援に努めます。

### （４）予防接種

ア 国や広島県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 町は、発生したインフルエンザ等の特徴を踏まえ、国や広島県と連携し、予防接種法第 6 条第 3 項に基づいた新臨時接種を行います。

緊急事態宣言がなされた場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による臨時の予防接種を行います。



(5) 町民の生活の安定に関する措置

- ア 広島県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保等について準備を行います。
- イ 発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心がけるよう町民に周知を図ります。
- ・食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
  - ・電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
- ウ 在宅の高齢者、障害者等の要援護者対策を実施します。
- エ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防災・防犯機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携して対応します。

6 小康期
-------

- |                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。</li><li>・ 大流行は一旦終息している状況。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 実施体制

緊急事態宣言が解除されたときは、府中町対策本部を廃止します。

(2) 情報提供・共有

町は、県と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などの情報を提供します。

また相談窓口については、状況を見ながら体制を縮小していきます。

(3) まん延防止に関する措置

引き続き、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知徹底を図ります。

(4) 予防接種

町は、流行の第二波に備え、国や広島県の指導のもと、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

緊急事態宣言が引き続き発せられている場合は、特措法第46条に基づいた臨時の予防接種を進めます。

(5) 町民の生活の安定に関する措置

国や広島県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## 用語解説

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○疫学調査

感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。

### ○基礎疾患を有する者

呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）、免疫機能不全（H I V、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疫病であって、既に知られている感染性の疫病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疫病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疫病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

#### ○新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ及び新型インフルエンザ同様の危険性のある新感染症のこと。

#### ○咳エチケット

感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。

- ・咳、くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。

#### ○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリ

スクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。